

小林市・野尻町合併協議会 第8回会議資料



日 時 平成21年11月26日(木)午後1時30分から
場 所 野尻町農村環境改善センターホール

第 8 回小林市・野尻町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

報告事項

報告第 5 1 号 第 7 回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について..... 3

報告第 5 2 号 小林市・野尻町合併協議幹事会規程の改正について..... 7

報告第 5 3 号～ 6 3 号 協議会報告事項（Aランク） 以下参照

協 議 会 報 告 事 項 標 題	担当部会 分科会	本編資料 ページ	現況調書 ページ
報告第 5 3 号 一般職の職員の身分の取扱いについて	総務 行政・人事	11	1
報告第 5 4 号 特別職の職員の身分の取扱いについて	総務 行政・人事	13	2～3
報告第 5 5 号 事務組織及び機構の取扱いについて	総務 行政・人事	19	4～8
報告第 5 6 号 公共的団体等の取扱いについて	総務	21	
報告第 5 7 号 介護保険事業の取扱いについて	厚生 介護	30	9～12
報告第 5 8 号 補助金・交付金の取扱いについて	厚生 福祉	33	13～14
報告第 5 9 号 高齢者福祉関係について	厚生 福祉	35	14～15
報告第 6 0 号 児童福祉関係について	厚生 福祉	37	16
報告第 6 1 号 保健・医療関係について	厚生 保健予防	41	17～18
報告第 6 2 号 生活環境関係の一部修正について	厚生 生活環境	44	19
報告第 6 3 号 学校教育関係について	文教 学校教育	46	19～20

協議事項

協議会協議事項標題	担当部会 分科会	本編資料 ページ	現況調書 ページ
協議第28号 議会議員の定数及び任期の取扱いの変更について	総務 議会	48	20
協議第29号 高齢者福祉関係の変更について	厚生 福祉	50	21～23
協議第30号 保健・医療関係の変更について	厚生 保健予防	54	24～27
協議第31号 社会教育関係の変更について	文教 社会教育	59	28
協議第32号 平成21年度小林市・野尻町合併協議会補正予算(第1号)について	事務局	61	

諮問事項

諮問第1号 市町村合併功労者総務大臣表彰候補者の推薦について..... 6 7

確認事項..... 7 1

1. 第9回小林市・野尻町合併協議会の開催について
2. 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について

小林市・野尻町合併協議会委員等名簿..... 7 2

4 そ の 他

5 閉 会

報告第51号

第7回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第7回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

第7回小林市・野尻町合併協議会以降の経過

月 日	経 過 内 容	場 所
9月24日	第7回小林市・野尻町合併協議会	小林市中央公民館大ホール
9月28日 29日	財務研修	野尻町役場2階会議室
10月7日 ~9日	地域自治区・協働に関する先進地視察研修	飯田市役所（長野県） 恵那市役所（岐阜県）
10月15日	第2回財務システム打合せ	小林市役所4階大会議室
11月5日	健康管理システム打合せ	小林市役所1階介護保険課 審査会室
11月6日	公衆電話取扱い説明会	小林市福祉事務所会議室
11月11日	第3回財務システム打合せ	小林市役所第1委員会室
11月12日	第8回首長会・幹事会合同会議	小林市役所4階大会議室

報告第52号

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程の改正について

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり改正したので報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程（平成20年12月第1回小林市・野尻町合併協議会報告第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「両副市長」を「副市長」に改める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、小林市・野尻町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、小林市、野尻町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に支障があるときは、幹事長があらかじめ指名した副幹事長がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処

理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職	名
小 林 市	<u>副 市 長</u>	総 務 課 長
野 尻 町	副 町 長	総 務 企 画 課 長
専 門 部 会	専 門 部 会 長	
事 務 局	事 務 局 長	事 務 局 次 長

報告第53号

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目第9号「一般職の職員の身分の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会 行政・人事分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 1 ページ

協定項目 第9号 一般職の職員の身分の取扱い

調整方針 5 . 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時まで小林市の定数条例を見直す。

個別調整結果

新市における定数は、平成21年4月1日現在の小林市及び野尻町職員数の合計数を上限とし、次のとおり定める。

市長の事務部局の職員	399人
小林市立病院の企業職員	129人
議会の事務部局の職員	8人
選挙管理委員会の事務部局の職員	10人
監査委員の事務部局の職員	4人
農業委員会の事務部局の職員	10人
公平委員会の事務部局の職員	3人
固定資産評価審査委員会の事務部局の職員	3人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	68人
合計	634人

報告第54号

特別職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目第12号「特別職の職員の身分の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会 行政・人事分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 2～3 ページ

協定項目 第12号 特別職の職員の身分の取扱い

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

非常勤特別職の報酬額について

- (1) 同種の附属機関等の委員は、小林市の金額を基本とする。
- (2) 両市町における独自の附属機関等の委員は、それぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。
- (3) 学校医、学校歯科医等は、医師会等との調整により決定する。

個別調整結果

別表のとおりとする。

別表

職名	報酬月額
1 知識経験を有する者のうちから選任された監査委員	月額 136,000 円
2 議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 41,500 円
3 選挙管理委員会の委員長	月額 44,500 円
4 選挙管理委員会の委員	月額 35,500 円
5 教育委員会の委員長	月額 53,500 円
6 教育委員会の委員	月額 43,500 円
7 農業委員会の会長	月額 58,500 円
8 農業委員会の会長代理者	月額 46,500 円
9 農業委員会の選任による委員	月額 43,500 円
10 農業委員会の選挙による委員	月額 43,500 円
11 公平委員会の委員	日額 6,100 円
12 固定資産評価員	月額 47,500 円
13 固定資産評価審査委員会の委員	日額 6,100 円
14 奨学生選考委員会の委員	日額 6,100 円
15 通学区域審議会の委員	日額 6,100 円
16 招致外国青年(国際交流員及び外国語指導助手)	月額 380,000 円以内
17 社会教育委員	日額 6,100 円
18 社会教育指導員	月額 104,000 円
19 体育指導委員	日額 6,100 円
20 スポーツ振興審議会の委員	日額 6,100 円
21 文化会館運営審議会の委員	日額 6,100 円
22 教育集会所運営審議会の委員	日額 6,100 円
23 図書館協議会の委員	日額 6,100 円
24 文化財保存調査委員会の委員	日額 6,100 円
25 青少年問題協議会の委員及び幹事	日額 6,100 円
26 情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額 6,100 円
27 就学指導委員会の委員	日額 6,100 円
28 勤労青少年ホーム運営委員会の委員	日額 6,100 円
29 民生委員推薦会の委員	日額 6,100 円

30 障害者施策推進協議会の委員	日額 6,100 円
31 家庭相談員	月額 100,000 円
32 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による嘱託医	月額 54,560 円
33 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による嘱託医	月額 13,640 円
34 保育所嘱託医	基本年額 1 所当たり 105,000 円 管理指導料 内科医 1 所当たり 年額 63,000 円 出所額は、1 回当たり 60,000 円の範囲において市長が定める。
35 養護老人ホーム嘱託医	月額 40,000 円
36 国民健康保険運営協議会の委員	日額 6,100 円
37 農業集落排水事業推進審議会の委員	日額 6,100 円
38 賞じゅつ金等審査委員会の委員	日額 6,100 円
39 市営住宅入居者選考委員会の委員	日額 6,100 円
40 専門委員	日額 6,100 円
41 都市計画審議会の委員	日額 6,100 円
42 公共下水道推進審議会の委員	日額 6,100 円
43 廃棄物減量等推進審議会の委員	日額 6,100 円
44 環境審議会の委員	日額 6,100 円
45 企業立地奨励審議会の委員	日額 6,100 円
46 土地区画整理審議会の委員	日額 6,100 円
47 土地区画整理事業の評価員	日額 6,100 円
48 介護保険訪問調査員	月額 250,000 円以内
49 介護相談員	月額 10,000 円
50 西諸地域介護認定審査会の委員	介護審査に当たる委員 1 回当たり 25,000 円 障害審査に当たる委員 1 回当たり 16,700 円
51 総合計画等審議会の委員	日額 6,100 円
52 小林市男女共同参画審議会の委員	日額 6,100 円
53 防災会議の委員	日額 6,100 円

54 国民保護協議会の委員	日額 6,100 円
55 安全で住みよいまちづくり推進協議会の委員	日額 6,100 円
56 特別職報酬等審議会の委員	日額 6,100 円
57 職員懲戒審査委員会の委員	日額 6,100 円
58 医療問題審議会の委員	日額 6,100 円
59 功労者選考委員会の委員	日額 6,100 円
60 特殊旅館審議会の委員	日額 6,100 円
61 補助金審査会の委員	日額 6,100 円
62 水道事業水道料金審議会の委員	日額 6,100 円
63 選挙長	日額 10,600 円
64 投票所の投票管理者	日額 12,600 円
65 開票管理者	日額 10,600 円
66 投票所の投票立会人	日額 10,700 円
67 選挙立会人及び開票立会人	日額 8,800 円
68 期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 円
69 期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 円
70 徴収嘱託員	月額 300,000 円以内
71 交通指導員	年額 75,000 円
72 福祉指導員	月額 112,000 円
73 学校給食センター運営委員会の委員	日額 6,100 円
74 学校医・学校歯科医	基本年額 1 校当たり 105,000 円 管理指導料 内科医 1 校当たり 年額 63,000 円 出校額は、1 回当たり 60,000 円の範囲において市長が定める。
75 学校薬剤師	年額 1 校当たり 80,000 円
76 学校評議員	年額 10,000 円以内
77 地域協議会の委員	日額 6,100 円
78 保健事業業務嘱託員	日額 7,300 円以内
79 農業経営改善支援推進指導員	月額 149,440 円
80 畑地かんがい営農推進指導員	月額 149,440 円

81 国民健康保険事業及び老人保健事業診療報酬明細書等点検職員	月額 120,000 円以内
82 収納対策指導員	日額 30,000 円
83 自立生活相談専門員	月額 145,000 円
84 小林市教育研究センター研究員	年額 36,000 円
85 小・中学校規模適正化審議会の委員	日額 6,100 円
86 適応指導教室指導員	月額 60,000 円
87 その他特別職の職員	日額 6,100 円

報告第55号

事務組織及び機構の取扱いについて

合併協定項目第14号「事務組織及び機構の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会 行政・人事分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調査 4～8 ページ

協定項目 第14号 事務組織及び機構の取扱い

調整方針 5．合併後0年を目処に統合するよう調整する。(附属機関等)
4．当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。
(行政改革大綱)

附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。

行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。

個別調整結果

(附属機関等)

両市町同様の附属機関については、小林市の附属機関に統合し、委員数等については各関係分科会で決定する。

両市町独自の附属機関については、関係分科会において調整し、決定する。

(行政改革大綱)

行政改革大綱及び集中改革プランは、平成23年度中に抜本的な見直し時期を迎えることから、その間においては合併に伴う定員管理等の必要な項目についての部分的な見直し及び野尻町における必要な実施項目を追加することにより対応する。

報告第56号

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目第17号「公共的団体等の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書なし

協定項目 第17号 公共的団体等の取扱い

調整方針 (現況調書なし)

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。

1. 共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
2. 上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
3. 上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
4. 上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

個別調整結果

別紙のとおりとする。

「公共的団体等」とは

- (1) 公共的団体等とは、農業協同組合・森林組合等の協同組合、商工会・商工会議所等の産業経済団体、青年団・婦人会等の地域活動団体や社会福祉協議会など、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人たると否とを問わないとされている。
- (2) 合併特例法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課している。
- (3) 地方自治法では、「地方公共団体の長は、地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されている。
- (4) 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等については、別途（農業協同組合合併助成法、商工会法、社会福祉法等）法律の定めがある。
- (5) 以上のことを踏まえ、公共的団体等については、市町村合併に際して、新市として一体感を醸成する観点から、統合整備されることが理想であるため、複数の関係市町村で共通の目的を有する団体については、できる限り合併時の統合整備等に向けて調整に努めるものとする。

参考法令（条文抜粋）

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（国、都道府県等の協力等）

第65条（略）

2～6（略）

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

地方自治法（抜粋）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

～（略）

農業協同組合合併助成法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

商工会議所法（抜粋）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。）の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。

2、3 （略）

4 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項から第3項までの規定は適用しない。

商工会法（抜粋）

（地区）

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は2以上の市町村の区域とすることができる。

2 （略）

3 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会が解散

し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 （略）

(別紙)
公共的団体等一覧表

(調整方針)

- 1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 4.上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行どおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

項番	団体名称(小林市)	団体名称(野尻町)	調整方針				小林市所管課	野尻町所管課	部会	分科会
			1	2	3	4 現行 廃止等				
1	小林市区長会	野尻町区長会					企画調整課	総務企画課	企画財政	企画
2	小林市交通安全対策協議会	野尻町交通安全対策協議会					総務課	総務企画課	総務	消防
3	小林市防犯協会						総務課		総務	消防
4		野尻町駐在所連絡協議会						総務企画課	総務	消防
5	自衛隊協力会	自衛隊協力会					総務課	総務企画課	総務	消防
6	小林市自衛隊父兄会	野尻町自衛隊父兄会					総務課	町民福祉課	総務	消防
7		野尻町土地開発公社						総務企画課	企画財政	管財
8	小林市人権・同和問題啓発推進協議会						市民課		厚生	住民
9	小林市社会福祉協議会	野尻町社会福祉協議会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
10	小林地区更生保護女性会						福祉事務所		厚生	福祉
11	保護司会小林支部	保護司会野尻支部					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
12	小林市遺族協助会	野尻町遺族協助会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
13	小林市傷痍軍人会						福祉事務所		厚生	福祉
14	小林市献血推進協議会						福祉事務所		厚生	福祉
15	小林あかつき福祉協会	野尻町障がい者福祉協議会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
16	小林市視覚障がい者福祉会						福祉事務所		厚生	福祉
17	小林市老人クラブ連合会	野尻町老人クラブ連合会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
18	小林市シルバー人材センター	野尻町シルバー人材センター					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
19	小林市母子寡婦福祉協議会	野尻町母子寡婦福祉協議会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
20	西諸地区市町予防接種検討委員会						ほけん課(参与:宮崎県 小林保健所)		厚生	保健予防
21	西諸地区市町予防接種業務従事者事故 調査委員会						ほけん課(参与:宮崎県 小林保健所)		厚生	保健予防
22	小林高原野尻漁業協同組合	小林高原野尻漁業協同組合					農林課	経済課	産業建設	農林水産
23	須木漁業協同組合						農林課		産業建設	農林水産
24	小林市環境情報協議会						農村整備課		産業建設	耕地
25	小林市地産地消推進協議会						農林課		産業建設	農林水産
26	小林市商工会議所						商工観光課		産業建設	商工観光
27	すき商工会	野尻町商工会					商工観光課	経済課	産業建設	商工観光
28	小林市観光協会	野尻町観光協会					商工観光課	経済課	産業建設	商工観光

(別紙)
公共的団体等一覧表

(調整方針)

- 1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 4.上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行どおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

項番	団体名称(小林市)	団体名称(野尻町)	調整方針					小林市所管課	野尻町所管課	部会	分科会
			1	2	3	4					
						現行	廃止等				
29	まつり小林実行委員会							商工観光課		産業建設	商工観光
30	すきむらほぜ祭り実行委員会							商工観光課		産業建設	商工観光
31	こばやし冬祭り実行委員会							商工観光課		産業建設	商工観光
32	生駒高原音楽祭実行委員会							商工観光課		産業建設	商工観光
33	ザ・ウォーキング大会実行委員会							商工観光課		産業建設	商工観光
34	まきばの桜まつり実行委員会							商工観光課		産業建設	商工観光
35	すきむらんど振興協会							商工観光課		産業建設	商工観光
36	小林市商店街連合会							商工観光課		産業建設	商工観光
37	北きりしま地域観光促進協議会							商工観光課		産業建設	商工観光
38		のじり湖祭実行委員会							経済課	産業建設	商工観光
39		メロンフェア実行委員会							経済課	産業建設	商工観光
40		六月灯保存会							経済課	産業建設	商工観光
41		野尻町イルミネーション協議会							経済課	産業建設	商工観光
42	小林市畜産振興会連合会	野尻町畜産振興会						畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
43		野尻町和牛振興会							畜産林務課	産業建設	畜産
44		野尻支所肥育部会							畜産林務課	産業建設	畜産
45		野尻町酪農振興会							畜産林務課	産業建設	畜産
46	小林市自衛防疫推進協議会	野尻町自衛防疫推進協議会						畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
47	小林地区酪農ヘルパー利用組合	小林地区酪農ヘルパー利用組合						畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
48	西諸県地区自衛防疫推進協議会	西諸県地区自衛防疫推進協議会						畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
49	西諸市郡乳用牛群改良検定組合	西諸市郡乳用牛群改良検定組合						畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
50	西諸県地域家畜損害防止対策協議会	西諸県地域家畜損害防止対策協議会						畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
51	小林受精卵移植推進協議会	野尻町受精卵移植推進協議会						畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
52	小林市和牛ヘルパー組合	野尻町和牛ヘルパー利用組合						畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
53	小林市除角推進協議会							畜産課		産業建設	畜産

(別紙)
公共的団体等一覧表

(調整方針)

- 1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 4.上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行どおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

項番	団体名称(小林市)	団体名称(野尻町)	調整方針					小林市所管課	野尻町所管課	部会	分科会	
			1	2	3	4						
					現行 廃止等							
54	西諸牛消費拡大推進協議会							畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産	
55	農畜産物消費拡大推進協議会							畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産	
56	みやざき地頭鶏普及促進協議会							畜産課		産業建設	畜産	
57		野尻町有機センター加入者協議会							畜産林務課	産業建設	畜産	
58	小林市バイオマス利活用推進協議会							畜産課		産業建設	畜産	
59	小林市畑地かんがい事業推進協議会							農村整備課		産業建設	耕地	
60	小林市水田農業推進協議会	野尻町水田農業推進協議会						農林課	経済課	産業建設	農林水産	
61	小林市二原土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市出之山土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市保楊枝原土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市宝光院土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市長者井堰土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市竹山夷守土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市堤土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市大丸土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市牟田原土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市黒沢津土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市市谷土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市平川土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市巢ノ浦土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市山中土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市千歳・環野土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市土地改良区合同事務所							農村整備課		産業建設	耕地	
			野尻町野尻原土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地
			野尻町漆野原土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地
		野尻町大萩土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地	
		野尻町紙屋第1土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地	
		野尻町紙屋第2土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地	
		野尻町佐土原八所土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地	

(別紙)
公共的団体等一覧表

(調整方針)

- 1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 4.上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行どおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

項番	団体名称(小林市)	団体名称(野尻町)	調整方針					小林市所管課	野尻町所管課	部会	分科会
			1	2	3	4					
						現行	廃止等				
62	小林市体育指導委員協議会	野尻町体育指導委員協議会						スポーツ振興課	教育課	文教	社会教育
63	小林市文化連盟	野尻町文化連盟						社会教育課	教育課	文教	社会教育
64	小林市青年団協議会	野尻町青年団協議会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
65	小林市郷土芸能保存会連合会	野尻町郷土芸能保存会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
66	小林市地域婦人連絡協議会	野尻町地域婦人連絡協議会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
67	小林市文化財愛護少年団	野尻町文化財愛護少年団						社会教育課	教育課	文教	社会教育
68	小林市子ども会育成連絡協議会	野尻町子ども会育成連絡協議会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
69	小林市体育協会	野尻町体育協会						スポーツ振興課	教育課	文教	社会教育
70	小林市自治公民館連絡協議会	野尻町自治公民館連絡協議会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
71	小林市図書館協議会							社会教育課		文教	社会教育
72	小林市PTA協議会	野尻町PTA協議会						学校教育課	教育課	文教	社会教育

報告第57号

介護保険事業の取扱いについて

合併協定項目第23号「介護保険事業の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 介護分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書9ページ

協定項目 第23号 介護保険事業の取扱い
第四期介護保険料

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一する。
ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。

個別調整結果

平成21年度までは、両市町の現行の介護保険料を適用する。
小林市第四期介護保険事業計画（改訂版）は、平成21年度中に両市町で策定するもの
とし、その計画に基づいて平成22年度から統一した介護保険料とする。
統一された介護保険料の周知については、市広報誌やパンフレット、ホームページ等を
活用し徹底する。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書10～12ページ

協定項目 第23号 介護保険事業の取扱い
地域支援事業の状況

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

地域支援事業については、同種の事業については合併時に統合するよう調整することと
し、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。

個別調整結果

地域支援事業一覧のとおりとする。

平成21年度地域支援事業一覧

No	地域支援事業名	小林市事業名	委託	野尻町事業名	委託	調整結果			
1	特定高齢者把握事業	介護予防教室(わいわいクラブ)	有	介護予防教室等実施事業	有	統合			
2		介護予防教室(ハッスル教室)	有						
3		出前健康講座	無					小林市の例に統一	
4		生活機能評価(検査費用)	有				生活機能評価(健診費用)	有	統合
5		生活機能評価(事務費分)	無				生活機能評価(チェック費)	有	統合
				生活機能評価問診票印刷	無	統合			
6	通所型介護予防事業	筋力向上トレーニング(体づくりの会・一般)	有	運動器の機能向上事業	有	統合			
7		運動器の機能向上(体づくりの会・特定)	有	運動器の機能向上事業 + 口腔機能向上事業	有	統合			
8		栄養改善		無	栄養改善事業(栄養士指導)	無	統合		
					栄養改善調理実習材料代		統合		
					栄養改善用パンフ代等		統合		
					栄養改善事業		統合		
9		口腔機能向上	一部	口腔ケアプログラム(歯科衛生士指導)	無	統合			
					口腔ケアプログラム(資料代)	無	統合		
10		閉じこもり・うつ・認知症(活きがいづくりの会)	有	いきがいデイサービス事業	有	統合			
11		長寿の会	有			小林市の例に統一			
12		介護予防普及啓発	ゴールデンエイジ大会	有	介護予防普及啓発事業	有	統合		
13	介護予防フォーラム		有			小林市の例に統一			
14	介護予防活動支援	介護予防メイト養成	有			小林市の例に統一			
15	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	有	包括支援センター(人件費)	無	統合			
			有	ケアマネージャー支援事業	無	統合			
16	高齢者実態把握・総合相談支援事業	高齢者実態把握・総合相談事業	有			小林市の例に統一			
17	介護給付費等適正化事業	介護給付費等適正化	有			小林市の例に統一			
18	家族介護継続支援事業	家族介護者の集い	有			小林市の例に統一			
19		介護用品給付事業	無	介護用品給付事業	無	統合			
20		介護保険総合学習会	一部			小林市の例に統一			
21	福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修支援事業	無			小林市の例に統一			
22	地域自立生活支援事業	介護相談員活動支援	無			小林市の例に統一			
23	成年後見制度利用支援	成年後見制度利用支援	無	成年後見人制度利用支援事業	無	統合			
24	地域ケア会議費用	地域ケア会議費用	無			小林市の例に統一			
25	地域包括支援センター運営協議会費	地域包括支援センター運営協議会費	無	地域包括支援センター運営協議会費	無	統合			
26	地域包括支援センター運営費	地域包括支援センター運営費	有	建物借上	無	それぞれ新市に引き継ぐ			
				包括支援センター(事務費)	無	それぞれ新市に引き継ぐ			
27		地域包括支援センターシステム保守点検	有						
(野尻町独自の事業)									
28	地域介護予防活動支援事業			いきいきサロン	有	小林市福祉事務所から小林市介護保険課へ事業移管し、野尻町事業と統合			
29	介護保険任意事業			福祉タクシー事業	有	小林市福祉事務所の事業に統合			
30				ふとん丸洗い事業	有				
31				配食サービス事業	有				
32				軽度生活支援事業	有				

報告第58号

補助金・交付金等の取扱いについて

合併協定項目第18号「補助金・交付金等の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 13～14 ページ

協定項目 第18号 補助金・交付金等の取扱い（福祉関係）
社会福祉協議会への助成

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。
2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。
3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。

個別調整結果

社会福祉協議会は、社会福祉法の規定により1自治体に1つのみの設置であるため、統合を行う。（平成21年8月25日合併調印、平成22年3月23日合併予定）
事業内容が多岐にわたり、差異があるため両社会福祉協議会で調整を行う。
補助金の金額については、合併までに調整を行う。

補助金算出基礎の確認

委託事業者等の確認

社会福祉協議会との調整

小林市社会福祉対策補助金交付要綱

以上の調整、整備を行う。

報告第59号

高齢者福祉関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(5)高齢者福祉関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 14 ページ

協定項目 第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係）
外出支援サービス

調整方針 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

地域の実情を踏まえ、現行のまま新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

個別調整結果

< 小林市須木地区 >

高齢者等外出支援サービス事業として、小林市須木区のみ制度であり、現行のまま新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に他事業と統合するよう調整する。

< 野尻地区 >

野尻町福祉バス運行事業として、野尻町区においては欠かせない外出支援サービスであるので、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に他事業と統合するよう調整する。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 15 ページ

協定項目 第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係）
シルバー人材センター

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

各シルバー人材センター間で協議のうえ、合併までに統一する方向で調整する。

個別調整結果

小林市・野尻町1市1町シルバー人材センター統合調整会議において調整を行い、8月28日に合併についての調印を行った。平成22年4月1日で合併する予定となっている。

報告第60号

児童福祉関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(7)児童福祉関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 16 ページ

協定項目	第25-7号 各種事務事業の取扱い（児童福祉関係） 保育所入所負担金
------	---------------------------------------

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

保育料については、合併後、段階的に調整し、平成25年度に小林市の制度等に統一する。ただし、合併年度は合併前の市町の例による。

個別調整結果

< 保育所入所負担金 >

保育料については、平成22年度から平成24年度まで段階的に調整し、平成25年度に統一する。（保育料徴収金額表のとおり）

保育料の適用区分は、小林地区・須木地区に住所を有する者と野尻地区に住所を有する者に二分する。

小林市の例規、システムを基本とする。

< 保育料の徴収 >

小林市の保育園については、現行のとおり保育園で徴収し、金融機関に納付書で納める。

野尻町の保育園の徴収については、小林市の方式に統一するが、合併時までに口座振替を利用している世帯はそのまま継続する。

1 平成22年度 保育料徴収金額表

小林・須木地区に住所を有する児童の世帯					野尻地区に住所を有する児童の世帯						
各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)			各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0		
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯			第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯				
		(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)		
第3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ の世帯			第3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ の世帯				
		(15,000)	(12,000)	(12,000)			(11,000)	(8,000)	(8,000)		
		16,000	13,000	13,000			11,500	8,500	8,500		
第3	市町村民税課税世帯	所得割の額のある世帯			第3	市町村民税課税世帯	所得割の額のある世帯				
		(18,000)	(15,000)	(15,000)			(15,000)	(12,000)	(12,000)		
		19,000	16,000	16,000			15,500	12,500	12,500		
第4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	11,000未満	23,000	19,000	19,000	第4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	11,000未満	19,500	16,000	16,000
		11,000以上25,000未満	25,000	22,000	22,000			11,000以上25,000未満	22,000	19,000	19,000
		25,000以上40,000未満	28,000	25,000	25,000			25,000以上40,000未満	25,000	22,000	22,000
第5	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	40,000以上50,000未満	30,000	26,500	25,500	第5	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	40,000以上50,000未満	29,500	23,500	23,500
		50,000以上88,000未満	35,000	28,000	26,000			50,000以上88,000未満	32,500	25,000	24,000
		88,000以上103,000未満	40,000	30,000	28,000			88,000以上103,000未満	35,500	26,500	25,000
第6	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	103,000以上153,000未満	44,000	32,000	29,000	第6	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	103,000以上153,000未満	37,500	27,500	26,000
		153,000以上253,000未満	48,000	32,500	29,500			153,000以上253,000未満	41,000	28,000	26,500
		253,000以上413,000未満	49,000	33,000	30,000			253,000以上413,000未満	41,500	28,500	27,000
第7	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	413,000以上	50,000	33,500	30,500	第7	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	413,000以上	44,000	30,500	29,000
内山保育園					5,000						

2 平成23年度 保育料徴収金額表

小林・須木地区に住所を有する児童の世帯					野尻地区に住所を有する児童の世帯						
各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)			各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0		
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯			第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯				
		(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)		
第3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ の世帯			第3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ の世帯				
		(15,000)	(12,000)	(12,000)			(12,500)	(9,500)	(9,500)		
		16,000	13,000	13,000			13,500	10,000	10,000		
第3	市町村民税課税世帯	所得割の額のある世帯			第3	市町村民税課税世帯	所得割の額のある世帯				
		(18,000)	(15,000)	(15,000)			(16,000)	(13,000)	(13,000)		
		19,000	16,000	16,000			17,000	14,000	14,000		
第4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	11,000未満	23,000	19,000	19,000	第4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	11,000未満	21,000	17,000	17,000
		11,000以上25,000未満	25,000	22,000	22,000			11,000以上25,000未満	23,000	20,000	20,000
		25,000以上40,000未満	28,000	25,000	25,000			25,000以上40,000未満	26,000	23,000	23,000
第5	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	40,000以上50,000未満	30,000	26,500	25,500	第5	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	40,000以上50,000未満	30,000	24,500	24,500
		50,000以上88,000未満	35,000	28,000	26,000			50,000以上88,000未満	33,500	26,000	25,000
		88,000以上103,000未満	40,000	30,000	28,000			88,000以上103,000未満	37,000	28,000	26,000
第6	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	103,000以上153,000未満	44,000	32,000	29,000	第6	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	103,000以上153,000未満	40,000	29,000	27,000
		153,000以上253,000未満	48,000	32,500	29,500			153,000以上253,000未満	43,500	29,500	27,500
		253,000以上413,000未満	49,000	33,000	30,000			253,000以上413,000未満	44,000	30,000	28,000
第7	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	413,000以上	50,000	33,500	30,500	第7	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	413,000以上	46,000	31,500	29,500
内山保育園					5,000						

3 平成24年度 保育料徴収金額表

小林・須木地区に住所を有する児童の世帯					野尻地区に住所を有する児童の世帯						
各月初日所在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)			各月初日所在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0		
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)	第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)		
第3	市町村民税課税世帯 均等割の額のみ の世帯	(15,000)	(12,000)	(12,000)	第3	市町村民税課税世帯 均等割の額のみ の世帯	(14,000)	(11,000)	(11,000)		
		16,000	13,000	13,000			14,500	11,500	11,500		
		(18,000)	(15,000)	(15,000)			(17,000)	(14,000)	(14,000)		
第4	市町村民税課税世帯 所得割の額のある世帯	19,000	16,000	16,000	第4	市町村民税課税世帯 所得割の額のある世帯	18,500	15,500	15,500		
		11,000未満	23,000	19,000			19,000	11,000未満	22,500	18,000	18,000
		11,000以上25,000未満	25,000	22,000			22,000	11,000以上25,000未満	24,000	21,000	21,000
第5	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	25,000以上40,000未満	28,000	25,000	25,000	第5	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	25,000以上40,000未満	27,000	24,000	24,000
		40,000以上50,000未満	30,000	26,500	25,500			40,000以上50,000未満	30,000	25,500	25,500
		50,000以上88,000未満	35,000	28,000	26,000			50,000以上88,000未満	34,500	27,000	26,000
第6	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	88,000以上103,000未満	40,000	30,000	28,000	第6	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	88,000以上103,000未満	38,500	29,500	27,000
		103,000以上153,000未満	44,000	32,000	29,000			103,000以上153,000未満	42,500	30,500	28,000
		153,000以上253,000未満	48,000	32,500	29,500			153,000以上253,000未満	46,000	31,000	28,500
第7	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	253,000以上413,000未満	49,000	33,000	30,000	第7	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	253,000以上413,000未満	46,500	31,500	29,000
		413,000以上	50,000	33,500	30,500			413,000以上	48,000	32,500	30,000
内山保育園		5,000			内山保育園		5,000				

4 平成25年度 保育料徴収金額表

各月初日所在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	(0)	(0)	(0)	
第3	市町村民税課税世帯	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000	5,000
		均等割の額のみ の世帯	(15,000)	(12,000)	(12,000)
		所得割の額のある世帯	16,000	13,000	13,000
第4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	(18,000)	(15,000)	(15,000)	
		19,000	16,000	16,000	
		11,000未満	23,000	19,000	19,000
第5	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	11,000以上25,000未満	25,000	22,000	22,000
		25,000以上40,000未満	28,000	25,000	25,000
		40,000以上50,000未満	30,000	26,500	25,500
第6	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	50,000以上88,000未満	35,000	28,000	26,000
		88,000以上103,000未満	40,000	30,000	28,000
		103,000以上153,000未満	44,000	32,000	29,000
第7	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	153,000以上253,000未満	48,000	32,500	29,500
		253,000以上413,000未満	49,000	33,000	30,000
第7	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	413,000以上	50,000	33,500	30,500
内山保育園		5,000			

報告第61号

保健・医療関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 保健予防分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 17 ページ

協定項目 第25-9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】
保健センター

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

保健センターについては、健康増進・保健予防のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点とする。センターの機能を効率的に活用しながら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整する。

個別調整結果

小林市保健センターを中心として事業を実施し、地域の特性を考慮し、がん検診事業の実施など必要に応じて須木総合ふるさとセンター及び野尻町保健福祉センターを活用できる体制を図る。

野尻町保健福祉センターの利用時間・施設貸出については現行のままとする。なお、小林市保健センターについては施設貸出を行わない。

施設名は次のとおりとする。

【小林市：小林市保健センター、野尻町：野尻町保健福祉センター】

保守業務の委託先で、浄化槽清掃及び保守点検業務、産業廃棄物処理業務については小林市に合わせる。

警備業務は、小林市はA社（長期継続契約）、野尻町はB社（単年度契約）に委託契約しているため、平成21年11月を目処に調整する。（契約期間、警備方法の違いがあるため【カード式・暗証番号入力式】）

AEDは、小林市はリース契約、野尻町は一括購入しているため、当分の間は現行のままで行い、リース契約期間終了後までに検討する。

野尻町保健福祉センターについては、指定管理者制度を導入する。

協定項目	第25-9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 成人健康診査（大腸がん検診）
------	--

調整方針	5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診）については、集団検診における個人負担金は、現在調整を行っており、平成21年度に統一される。委託先を含む検診の差異については、統一する方向で合併時まで調整する。

個別調整結果

委託先は、個別検診が西諸医師会、集団検診が健康づくり協会とする。

個人検診の個人負担金は1,000円とする。

集団検診の個人負担金は500円とする。

減免措置は生活保護世帯とする。

検査内容は、便潜血検査の個別検診とする。

個別検診の日程は、4月～1月とする。

集団検診の日程は、合同実施する検診（胃・前立腺・特定健診）に準ずる。

対象者は40歳以上とする。

広報・通知方法は、個人通知、簡単ほけん、けんしんガイド、お知らせ等とする。

報告第62号

生活環境関係の一部修正について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち、「(10)生活環境関係」の一部修正について、別紙のとおり報告する。

平成21年 9月24日提出

平成21年 9月24日確認

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 生活環境分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 19 ページ

協定項目 第25-10号 各種事務事業の取扱い（生活環境関係）
対象地区・収集体制

調整方針 3．現行のまま、新市に引き継ぐ。（収集体制）
5．合併後1年を目処に統合するよう調整する。（収集方式、収集方法）

収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。

処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数（直営・委託）は、現行のまま新市に引き継ぐ。

個別調整結果

一般廃棄物処理実施計画については、小林市の計画を基本とし合併期日までに策定する。

収集箇所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

収集体制については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降の体制については、平成22年度中に調整する。

修正前 高齢世帯、独居老人及び障がい者等のうち、ごみ搬出の困難な世帯については、小林市方式で戸別収集する。

修正後 高齢世帯、独居老人及び障がい者等のうち、ごみ搬出の困難な世帯については、平成22年度中に調整し、平成23年度から小林市方式で戸別収集する。

収集日については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降は平成22年度中に調整する。

上記の 、修正前 、 については、第7回合併協議会（平成21年9月24日）において協議確認済であったが、修正後 のとおり「平成22年度中に調整し、平成23年度から」の文章を追加修正し報告する。

報告第63号

学校教育関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(16)学校教育関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

文教部会 学校教育分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 19～20 ページ

協定項目	第25-16号 各種事務事業の取扱い(学校教育関係) 小中一貫教育について
------	--

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、野尻町では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。

個別調整結果

野尻地域の小中一貫教育については、野尻小学校、栗須小学校、野尻中学校の3校の組み合わせと、紙屋小学校、紙屋中学校の2校のそれぞれを連携校とし合併後3年を目処に実施するよう調整する。

<小林市における小中一貫教育について>

上記調整方針は、平成21年1月21日調印の合併協定書の原文のままであり、現在は予定どおり施行されている。

協議第28号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目第6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会 議会分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 20 ページ

協定項目 第6号 議会議員の定数及び任期の取扱い

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 1. 小林市の制度等に統一する。に変更。(協議事項)

議場、委員会室等については、合併までに調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

議場については、小林市議会議場で対応する。

- ・ 参与席の増減がある場合は参与席（机、椅子）の改修を行う。
- ・ 議場の設備（議員用マイク・参与マイク設備、議員出席表示器）については、増減設を行う。

委員会は3委員会とし、委員会審議は本庁会議室等で対応する。

- ・ 総務委員会（8人） 経済建設委員会（7人） 教育厚生委員会（7人）
在任特例期間中は、総務委員会（12人） 経済建設委員会（11人）及び教育厚生委員会（11人）とする。

議員控室については、机及び椅子の増設で対応する。

- ・ 全員協議会については、議場で開催する。

会派室は現行のままとし、会派構成員の数に応じ割り振る。

議長室、応接室及び事務室については、現状どおりとする。

協議第29号

高齢者福祉関係の変更について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(5)高齢者福祉関係」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 21 ページ

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 配食サービス
調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。（利用料） 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。（実施内容） に変更（協議事項）

対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。
となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

利用対象者及び事業の進め方は小林市の例に統一する。
利用料は、合併後3年を目処に調整する。
野尻町区の事業実施の場所については、野尻町保健福祉センターに置き、緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生事業」を活用し、合併後、速やかに小林地区と同様の年末年始等を除き、年中無休、1日2食の配食サービスを実施する。開始にあたって必要な施設・備品等の整備を行う。
小林市食の自立支援事業実施及びアセスメントの実施方法については、小林市の例とする。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 22 ページ

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 緊急通報システム事業
調整方針	5. 合併後2年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）

委託先は、小林市の制度等に統一するが、利用料については、合併後2年を目処に統合するよう調整する。
となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

小林市は複数社選択制で事業を実施しており、野尻町はその中の一社であるため、小林市の方法に統一を行うと同時に、登録制とする。
委託料、利用者負担額の相違があるが、登録制に変更し、委託料、利用者負担額及び利用者に対するサービス等の基準も統一する。サービスの基準として、日本工業規格によるプライバシーマークの取得を義務付ける。

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 敬老関係事業
調整方針	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。（合同金婚式）に変更（協議事項）

敬老関係事業及び合同金婚式については、地域の特性を考慮し、当面現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後に見直し調整する。となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

< 敬老会関係事業 >

野尻町のみ町主体で行っており、地域の特殊性を考慮し当面現行どおりとするが、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

実施内容、実施主体及び関係団体との調整を行う。

< 合同金婚式 >

合併時まで、小林市の例により統一する。

野尻町においては、社会福祉協議会が事務局として事業に取り組んできたが、社会福祉協議会の合併協議において、合併後は行政に事業を返還することで調整が図られた。

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 高齢者保健福祉計画
調整方針	現況調書なし

（新規協議）

小林市の制度等に統一する。

個別調整結果

小林市高齢者保健福祉計画策定懇話会、小林市高齢社会対策庁内推進会議および委員については、小林市及び野尻町の均衡を図りながら調整する。

計画の内容については、平成21年度の計画見直しの際に調整を行う。

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 地域福祉計画
------	--------------------------------------

調整方針	現況調書なし
------	--------

（新規協議）

当面現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。

個別調整結果

小林市地域福祉推進協議会、小林市地域福祉推進実施要綱及び委員については、小林市及び野尻町の均衡を図りながら調整する。

計画の内容については、平成22年度の計画見直しの際に調整する。

協議第30号

保健・医療関係の変更について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 保健予防分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 24 ページ

協定項目 第25-9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】
乳児健康診査

調整方針 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後0年を目処
に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

[乳児健康診査]

小林市会場（小林市保健センター）で年12回実施する。

西諸医師会委託とする。

「赤ちゃん健康診査」とし、対象者は5～6か月児とし再診も可とする。（5か月で受診しない場合は、1歳児までも受診可とする。

問診、身体計測、集団教育、離乳食教室同時開催、小児科診察、結果説明、個別相談を行う。

[乳児一般健康診査]

医療機関での個別健診とする。

県医師会委託とする。

受診票の配布は母子健康手帳交付時、転入時に行う。

[乳児精密健康診査]

医療機関での個別健診とする。

県医師会委託とする。

精密健診の申請窓口は、一般については本庁、須木庁舎及び野尻庁舎とし、集団については本庁とする。

受診票申請及び交付は、各庁舎で対応できるものとする。

受診票は1人2回まで、1か月の期限とする。

協定項目	第25 - 9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 1歳6か月児健康診査
調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

[1歳6か月児健康診査]

小林市会場（小林市保健センター）で年12回実施する。

西諸医師会委託とする。

1歳6～7か月児を対象とし、「1歳6か月児健康診査」とする。（2歳未満まで受診可、対象は誕生月単位）

問診、身体計測、歯科診察、小児科診察、結果説明、個別相談、食育コーナーにておやつを試食・相談を行う。

[1歳6か月児精密健康診査]

委託先は、県医師会、宮崎県立病院（含療育センター）、宮崎大学医学部付属病院、独立行政法人都城病院とする。

受診票は本庁にて発行し、1人1回、使用期限は1か月とする。

協定項目	第25-9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 3歳児健康診査
------	-------------------------------------

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）
------	---

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

[3歳児健康診査]

小林市会場（小林市保健センター）で年12回実施する。

西諸医師会委託とする。

問診、検尿、視覚、聴覚検査、身体計測、歯科診察、小児科診察、結果説明、個別相談を行う。

[3歳児精密健康診査]

委託先は、県医師会、宮崎県立病院（含療育センター）、宮崎大学医学部付属病院、独立行政法人都城病院とする。

委託先での個別健診とする。

受診票は、本庁にて発行し、1人1回、使用期限は1か月とする。

協定項目	第25 - 9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 母子保健指導（訪問指導）
------	--

調整方針	5 . 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5 . 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）
------	---

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

対象者は若年母、健診や予防接種の未受診児、健診等の要フォロー児、訪問希望者（新生児）医療機関から連絡があったものとする。

実施方法は、保健師あるいは栄養士が行う。

協定項目	第25 - 9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 成人健康診査（前立腺がん検診）
------	---

調整方針	現況調書なし
------	--------

（新規協議）

小林市の制度等に統一する。

個別調整結果

個別検診の個人負担金は単独実施が1,600円、健康診査等と同時実施が600円とする。

集団検診の個人負担金は健康診査等と同時実施のみで500円とする。

減免措置は生活保護世帯とする。

日程は、個別検診については4月～1月とし、集団検診については、合同実施する検診（胃・大腸・特定健診）に準ずる。

検査内容は血液検査とする。

対象者は40歳以上の男性とする。

広報・通知方法は、個人通知、簡単ほけん、けんしんガイド、お知らせ等とする。

協議第31号

社会教育関係の変更について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(17)社会教育関係」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

文教部会 社会教育分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 28 ページ

協定項目	第25-17号 各種事務事業の取扱い(社会教育関係) 成人の日記念行事について
調整方針	3. 現行のまま、新市に引き継ぐ。 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。(協議事項)

成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

開催期日(1月5日)や記念品(1,000円程度)については、合併時より統一する。記念行事は、平成22年より小林、須木は一会場で開催するが、野尻地区については式典の形式等も異なるため会場を分けて実施する。3年以内に、会場の収容人数等も勘案し、野尻地区も同一会場で開催するよう調整していく。

協議第32号

平成21年度小林市・野尻町合併協議会補正予算（第1号）について

平成21年度小林市・野尻町合併協議会補正予算（第1号）について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

平成21年度 小林市・野尻町合併協議会補正予算（第1号）

平成21年度小林市・野尻町合併協議会の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,542千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金		22,998	8,306	14,692
	1 負担金	22,998	8,306	14,692
2 諸収入		2	0	2
	1 雑入	2	0	2
3 繰越金		5,000	4,764	9,764
	1 繰越金	5,000	4,764	9,764
歳入合計		28,000	3,542	24,458

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 協議会費		27,800	3,542	24,258
	1 運営費	16,761	5,100	11,661
	2 事業費	11,039	1,558	12,597
2 予備費		200	0	200
	1 予備費	200	0	200
歳出合計		28,000	3,542	24,458

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	22,998	8,306	14,692
2 諸収入	2	0	2
3 繰越金	5,000	4,764	9,764
歳入合計	28,000	3,542	24,458

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 協議会費	27,800	3,542	24,258	0	0	0	3,542
2 予備費	200	0	200	0	0	0	0
歳出合計	28,000	3,542	24,458	0	0	0	3,542

1. 歳入

(単位：千円)

科 目			補正前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1 負担金			22,998	8,306	14,692			
	1 負担金		22,998	8,306	14,692			
		1 負担金	22,998	8,306	14,692	1 構成団体 負担金	8,306	構成団体負担金 【小林市】 補正前 15,247,000円 補正後 9,741,000円 補正額 5,506,000円 【野尻町】 補正前 7,751,000円 補正後 4,951,000円 補正額 2,800,000円
2 諸収入			2	0	2			
	1 雑入		2	0	2			
		1 雑入	2	0	2	1 雑入	0	
3 繰越金			5,000	4,764	9,764			
	1 繰越金		5,000	4,764	9,764			
		1 繰越金	5,000	4,764	9,764	1 繰越金	4,764	前年度繰越金
歳入合計			28,000	3,542	24,458			

【参考資料】 構成団体負担金積算内訳

(単位：千円)

市町名	H17国 調人口	補正前			補正後			補正額		
		均等 割額 (50%)	人口 割額 (50%)	合計	均等 割額 (50%)	人口 割額 (50%)	合計	均等 割額 (50%)	人口 割額 (50%)	合計
小 林 市	41,150	5,750	9,497	15,247	3,673	6,068	9,741	2,077	3,429	5,506
野 尻 町	8,670	5,750	2,001	7,751	3,673	1,278	4,951	2,077	723	2,800
合 計	49,820	11,500	11,498	22,998	7,346	7,346	14,692	4,154	4,152	8,306

2. 歳 出

(単位：千円)

科 目			補正前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1 協議会費			27,800	3,542	24,258			
1 運営費			16,761	5,100	11,661			
1 会議費			1,406	300	1,106	11需用費	200	消耗品費
						12役務費	100	会議録作成手数料
2 事務費			15,355	4,800	10,555	3 職員手当等	2,800	時間外勤務手当
						11需用費	500	消耗品費
						14使用料及び賃借料	1,400	コピー機借上料
						18備品購入費	100	事務用備品購入費
2 事業費			11,039	1,558	12,597			
1 事業推進費			11,039	1,558	12,597	11需用費	503	組織変更ゴム印代 703 協議会だより 1,107 暮らしの便利帳 815 新市全図印刷費 987 新市封筒印刷費 735
						18備品購入費	1,055	組織変更公印代 1,055
2 予備費			200	0	200	1 予備費	0	予備費
歳出合計			28,000	3,542	24,458			

諮問第1号

市町村合併功労者総務大臣表彰候補者の推薦について

市町村合併功労者総務大臣表彰候補者の推薦について、下記のとおり諮問し、協議会の意見を求める。

平成21年11月26日諮問

平成 年 月 日答申

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰一郎

記

(敬称略)

表彰名	表彰候補者		
	市町名	役職名	氏名
市町村合併功労者 総務大臣表彰	野尻町	町長	ながせ 長瀬 みちひろ 道大

市町村合併功労者総務大臣表彰要領

1 趣 旨

地方分権を一層推進するためには、市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に高い自立性が求められている。また、都道府県から市町村への権限移譲を進めるとともに、住民に身近な事務について、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する上でも、また、少子高齢化やこれに伴う人口減少、経済社会生活圏の広域化等の社会経済情勢の変化に対応するためにも、市町村合併を積極的に推進し、市町村の行財政基盤の強化を図ることが必要である。

このような背景を踏まえ、市町村合併について「市町村の合併の特例に関する法律」及び「市町村の合併の特例等に関する法律」の下で、特に積極的に取り組んだもの又は取り組んでいるものについて表彰し、その功労を讃え、広く周知することにより、市町村合併の推進に資することを目的とする。

2 表彰実施者

総務大臣

3 表彰対象者

市町村合併に際し、次の各号の一に該当する個人又は団体

- (1) 合併関係市町村の住民又はその区域内の公共的団体として、市町村合併の実現に協力し、特に顕著な功労があったと認められるもの
- (2) 合併関係市町村の長、議会の議員、その他の職員として、市町村合併の実現に献身的努力を払い、特に顕著な功労があったと認められるもの
- (3) 都道府県の知事、議会の議員、その他の職員又は市長会、市議会議長会、町村会若しくは町村議会議長会の関係者で、市町村合併の推進に当たり、特に顕著な功労があったと認められるもの
- (4) 前各号に該当しないもので、市町村合併に抜群の功労のあったもの

4 表彰方法

表彰状及び記念品を贈呈する。

5 表彰の手続

都道府県から推薦を受けたもののうちから総務大臣が決定する。

6 事務局

この表彰に関する事務は、自治行政局合併推進課において行う。

7 その他

その他、この表彰に必要な事項は、事務局が別に定める。

市町村合併功労者総務大臣表彰選定基準等

「市町村合併功労者総務大臣表彰要領」第7項の規定により「市町村合併功労者総務大臣表彰選定基準等」を次のとおり定める。

1 選定基準

(1)及び(2)を全体的に判断した上で総合評価を行い、かつ、(3)に該当しない場合に、「市町村合併功労者総務大臣表彰要領」第3項の規定により表彰対象者(以下「表彰対象者」という。)の中から受賞者を決定する。

(1) 市町村合併の実現に特に顕著な功労があったこと

合併関係市町村の住民又はその区域内の公共的団体として、市町村合併の実現に協力し、特に顕著な功労があったと認められるもの

- ・ 当該合併関係市町村の合併に際して、自ら請求代表者又は同一請求代表者として合併協議会設置の住民発議を起こし、市町村合併の実現の端緒をつくったものなど

合併関係市町村の長、議会の議員、その他の職員として、市町村合併の実現に献身的努力を払い、特に顕著な功労があったと認められるもの

- ・ 当該市町村合併について、自らの職をかけて、その実現に取り組んだものなど
(例)長・議員であった者が、長・議員でなくなった場合、
合併協議会又はその事務局で要職にあった者など

都道府県の知事、議会の議員、その他の職員又は市長会、市議会議長会、町村会若しくは町村議会議長会の関係者で、市町村合併の推進に当たり、特に顕著な功労があったと認められるもの

- ・ 当該都道府県内の市町村合併の取組を一層活発化させるような取組のあったものなど
(例)合併協議会事務局に派遣された県職員、協議会設置に尽力した市町村課長など

前各号に該当しないもので、市町村合併に抜群の功労のあったもの

- ・ 全国的な市町村合併の取組を一層活発化させるような取組のあったものなど

(2) 他の地域の市町村合併への先導的役割を果たすもの

市町村の合併の特例等に関する法律の下での、市町村の合併の更なる推進に資するようなものであること

(3) 表彰対象者の欠格事項について

表彰対象者の欠格事項は、次のとおりとする。

犯罪歴のある者

ア 本人又はその関係する法人等が、犯罪容疑により警察官又は検察官の取調べを受けた場合。ただし、当該容疑について不送致又は不起訴の決定があった場合は、この限りではない。

イ 本人又はその関係する法人等が、刑事事件により起訴されている場合(判決が確定するまでに間を含む。)

ウ 犯罪歴等を有する者で、表彰をするのに不適当な場合

独占禁止法に違反した者

関係する法人又は団体が、独占禁止法若しくは不当景品類及び不当表示防止法に違

反した場合又は当該違反容疑により公正取引委員会の調査を受けた場合で、表彰するのに不適当な場合

破産又は倒産した者

表彰対象者自身が破産し、又は表彰対象者の経営する法人等が倒産した場合で、表彰するのに不適当な場合

2 推薦文書等

都道府県が表彰対象者推薦する際は、次に掲げる書類による。

- (1) 推薦調書（様式 1）
- (2) 功労調書（様式 2 又は様式 4）
- (3) 宣誓書（様式 3）
- (4) 表彰対象者が故人の場合は、(3)宣誓書に代わり市町村長の証明を付した刑罰等調書
- (5) 表彰対象者が団体の場合は、(3)宣誓書に代わり団体規約

3 表彰状等

表彰状等の様式は、別紙のとおりとする。

確認事項

【協議会】

- 1 . 第9回小林市・野尻町合併協議会の開催について
日 時：平成22年1月28日（木） 午後1時30分～
場 所：小林市中央公民館大ホール

- 2 . 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について
日 時：平成22年2月25日（木） 午後1時30分～
場 所：野尻町農村環境改善センターホール

小林市・野尻町合併協議会委員等名簿

小 林 市		野 尻 町	
役 職	氏 名	役 職	氏 名
小林市長	ほり たいいちろう 堀 泰一郎	野尻町長	ながせ みちひろ 長瀬 道大
小林市議会議長	ふかくさ てつろう 深草 哲郎	野尻町議会議長	ふちがみ さだつぐ 淵上 貞継
小林市議会副議長	おおaura たけみつ 大浦 竹光	野尻町議会副議長	くすもと ちえこ 楠元 千恵子
小林市議会議員	くらもと しげひろ 蔵本 茂弘	野尻町議会議員	ふくもと せいさく 福本 誠作
小林市議会議員	みぞぐち せいじ 溝口 誠二	野尻町議会議員	すぎもと とよと 杉元 豊人
小林市議会議員	こばた としはる 小畠 利春	野尻町議会議員	あなみ よしひろ 穴見 嘉宏
小林市議会議員	おの のぶお 小野 信雄	学識経験者	みこし なすお 見越 南州男
学識経験者	いとう まさかず 伊藤 正一	学識経験者	くすもと ふたみ 楠元 フタミ
学識経験者	やまだ ふくお 山田 福雄	学識経験者	ふるかわ ゆきお 古川 幸男
学識経験者	たねだ よいち 種子田 與市	学識経験者	たけやま あきのり 竹山 昭徳
学識経験者	さかもと しんべい 坂本 新平		
学識経験者	にしおか おさなり 西岡 長成		
学識経験者	しもべつぷ あきら 下別府 明		
学識経験者	たかいわ つづこ 高岩 都津子		
学識経験者	りゅうじん とよみ 龍神 豊美		
学識経験者	さかした みちよ 坂下 実千代		

(顧問)

役職	氏名	役職	氏名
宮崎県市町村課市町村合併支援室長	しげる 茂 ゆうじ 雄二	宮崎県農政水産部西諸県農林振興局長	くしま ひでとし 串間 秀敏

(監査委員)

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
会計管理者	うえむらみつよし 植村 光義	会計管理者	さこう しげなり 酒匂 重成

(幹事) 幹事長・副幹事長

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
副市長	すえもとみつお 末元三夫	副町長	よしだてつゆき 吉田哲幸
総務部会長 総務課長	うえたに かずのり 上谷 和徳	総務企画課長	うちむら あきお 内村 明生
企画財政部会長 財政課長	みなみさきしゅんいちろう 南崎 淳一郎	産業建設部会長 経済課長	たにもと ひろあき 谷元 弘朗
厚生部会長 福祉事務所長	くめ かつひこ 久米 勝彦	文教部会長 教育課長	おおや こういち 大谷 幸一
事務局長	くらその みなお 倉園 凡生	事務局次長	たにがわ こうじ 谷川 浩二

(事務局)

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
事務局長	くらその みなお 倉園 凡生	小林市	事務局次長兼 総務グループ リーダー	たにがわ こうじ 谷川 浩二	小林市
計画グループ リーダー	つるみず よしひろ 鶴水 義広	野尻町	調整グループ リーダー	さいしょ まさあき 税所 将晃	小林市
システムグループ リーダー	のぐち たけし 野口 健史	野尻町	システムグループ メンバー	にしその たかのぶ 西園 孝信	小林市
調整グループ メンバー	しばうち としひこ 柴内 敏彦	野尻町	調整グループ メンバー	たじま さとし 田島 聡	野尻町
計画グループ メンバー	くすもとい ずみ 楠元いず美	小林市	総務グループ メンバー	しのはら しゅうじ 篠原 修治	小林市